

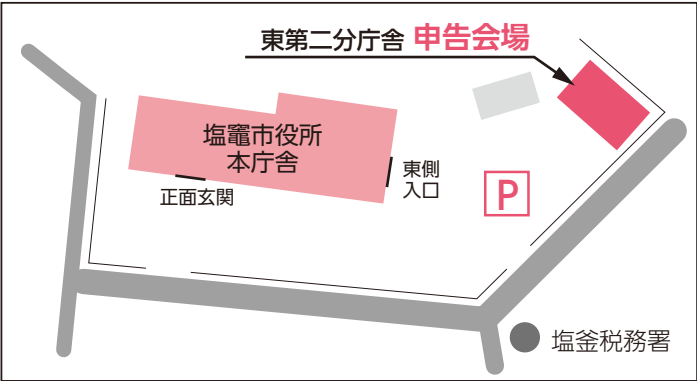
令和5年度 住民税(市・県民税)の申告は2月16日(木)～3月15日(水)

住民税(市・県民税)の算出に必要な所得・控除の状況を申告する手続きです。申告をしないと、課税(非課税)証明書などの発行ができないほか、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの軽減が受けられない場合があります。期限内に申告してください。

日時 2月16日(木)～3月15日(水)
(土日祝を除く)
9:00～11:30、13:00～16:00

場所 市役所東第二分庁舎 1 階

問 税務課市民税係 ☎022-355-5914



申告が必要な方

- ① 2 カ所以上からの給与収入がある方
 - ② 給与収入が1カ所のみで、そのほかにも収入がある方
 - ③ 公的年金等収入以外にも収入がある方
 - ④ 給与、公的年金以外の所得(営業、不動産など)がある方
 - ⑤ 課税対象の収入がない方で、どなたの扶養親族にもなっていない方または市外在住の方の扶養親族になっている方
- ※①～④は、金額の大小を問いません

申告が不要な方

- ① 所得税の確定申告を行う方
- ② 1カ所からの給与収入のみで、勤務先で年末調整を済ませ、ほかに追加する控除がない方
- ③ 公的年金等収入400万円以下でそのほかの収入がなく、源泉徴収票に記載されている控除以外に追加する控除がない方
- ④ 課税対象の収入がなく、市内在住者の扶養親族になっている方。

★感染症対策にご協力ください

○原則ご本人のみでお越しください。介助を要するなどの理由により複数名でお越しになる場合は、必要最小限の人数でお越しください。
○来庁による申告が困難な場合は、市民税係までご相談ください。
○インターネット (e-tax) での申告をご検討ください。(e-taxホームページ: <https://www.e-tax.nta.go.jp/>)



地区ごとの申告日程

2 月		
日付(曜日)	午前(9:00～11:30)	午後(13:00～16:00)
16(木)	字庚塚	石堂、白萩町、東玉川町
17(金)	松陽台2・3丁目	松陽台1丁目 楓町1～3丁目
20(月)	杉の入1・2丁目	旭町、尾島町
21(火)	杉の入3・4丁目、字杉ノ入裏 新浜町1～3丁目	桜ヶ丘、野田、南錦町
22(水)	西玉川町、母子沢町	新富町
24(金)	牛生町、芦畔町	梅の宮、小松崎
27(月)	今宮町、長沢町、字長沢	海岸通、宮町、本町 みのが丘、一森山
28(火)	宮城県漁業協同組合 塩釜市第一支所	浦戸地区 塩釜市漁業協同組合

日ごとの来場者数に極端な差が生じないよう、地区ごとに申告日の指定をしています。指定日で都合がつかない場合は、予備日にお越しください。

3 月		
日付(曜日)	午前(9:00～11:30)	午後(13:00～16:00)
1(水)	貞山通1～3丁目、中の島 港町1・2丁目、舟入1・2丁目	北浜1～4丁目
2(木)	清水沢1丁目	泉沢町、後楽町
3(金)	予 備 日	
6(月)	清水沢2丁目	権現堂、向ヶ丘 栄町、月見ヶ丘
7(火)	清水沢3丁目	泉ヶ岡、香津町 佐浦町、西町、南町
8(水)	清水沢4丁目、字伊保石	錦町、花立町
9(木)	藤倉1丁目	藤倉2・3丁目
10(金)	千賀の台1～3丁目	越の浦1・2丁目 青葉ヶ丘、字石田
13(月)	大日向町	赤坂、白菊町
14(火)	玉川2・3丁目	玉川1丁目、袖野田町
15(水)	予 備 日	

申告に必要な書類の一例

書類の不足や不備などがあると受け付けできない場合があります。

①市役所または税務署からの案内ハガキ、封書（届いている方）	
②申告者本人のマイナンバーカード ※通知カードの場合は、運転免許証などの「身元確認書類」が別途必要（本人が申告手続きをする場合と代理人が申告手続きをする場合で必要書類が異なります）	
③申告者本人名義の金融機関の口座番号が分かる通帳やキャッシュカードなど（所得税の還付金が発生する方）	
④収入を証明するもの（令和4年1月1日～令和4年12月31日分）	
○事業収入、不動産収入などが分かる帳簿や経費などの領収書（事前に収支内訳の計算をしてください） 今回から、営業所得として申告するためには、帳簿の持参が必須です。 ○給与所得、公的年金等の源泉徴収票、または、雇用主からの給与支払証明書	
⑤控除を証明するもの（令和4年1月1日～令和4年12月31日分）	
医療費控除	○医療費控除の明細書 ※明細書の提出が必須 ※上記明細書の添付書類として、医療費の額などを通知する書類が使用可能(注①) ※所得金額が200万円未満の方は、医療費が10万円未満でも控除対象となる場合があります。 詳しくは、税務課市民税係まで問い合わせください。なお、医療費控除は、自己負担した医療費そのものが戻るわけではありません。
セルフメディケーション税制の医療費控除の特例	○セルフメディケーション税制の明細書 ○予防接種・各種健診(検診)の領収書または結果通知表(注②) ※医療費控除制度の併用不可。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。
社会保険料控除	○領収書や「納付済額のお知らせ」など、納付額が確認できるもの ※年金から天引きされた額は、源泉徴収票に記載されています。
生命保険料控除 地震保険料控除	○控除証明書 ○納付額証明書
配偶者(特別)控除 扶養控除	○配偶者および扶養親族の所得が分かるもの ○配偶者および扶養親族のマイナンバーが確認できる書類
障害者控除	○障害者手帳など各種手帳 ○障害者控除対象者認定書（注③）
寄附金控除	○領収書(証明書)など 「ふるさと納税ワンストップ特例」の適用に関する申請書を提出された方が申告を行う場合は、改めてふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含める必要があります
住宅借入金等特別控除	○請負契約書または売買契約書(写) ○登記事項証明書(登記簿謄(抄)本)(原本) ○借入金の年末残高等証明書(原本) ※その他、申告書の作成に必要な書類

注①② 国民健康保険または後期高齢者医療保険の加入者で、医療費の額などを通知する書類の再発行、健診(検診)などを受けたことの証明書を希望する方は、下記まで問い合わせください。

問 国民健康保険 保険年金課給付年金係(本庁舎1階) ☎022-355-6503
後期高齢者医療保険 保険年金課医療係(本庁舎1階) ☎022-355-6519

注③ 要介護者を障害者控除の対象とするための認定書を希望する方は、下記に問い合わせください。ただし、身体障害者手帳1・2級を交付されている方は不要です。

認定要件：令和4年12月31日時点で要介護1～5の認定を受けている方（特別障害者、障害者控除のどちらに該当するかは、発行時にご案内します。）

問 高齢福祉課介護保険係(壱番館庁舎1階) ☎022-364-1204

塩釜税務署(マリンゲート塩釜会場)での申告

塩釜税務署で受け付ける申告（下記のいずれかに該当するもの）

- ①令和4年分(令和4年1月1日～12月31日)よりも前の年分の申告
- ②譲渡収入(土地、建物、株式などを売却して得た収入)の申告
- ③申告分離課税を選択した上場株式などの配当の申告
- ④雑損控除の申告
- ⑤青色申告
- ⑥準確定申告(亡くなられた方の申告)
- ⑦消費税申告
- ⑧令和5年1月1日現在に塩竈市に住民登録がない方の申告

申告会場への入場には「入場整理券」が必要です

入場整理券は各会場で当日配布するほか、LINEからオンライン事前発行ができます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

※入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。

国税庁ホームページ▶



問 塩釜税務署 ☎022-362-2151